

シリーズ／取調べ「可視化」の「現在」

可視化時代の弁護実践(その2)

取調べの録画・録音を求めて、違法な取調べから被疑者を守った例

取調べの可視化実現大阪本部

今回は、可視化時代の弁護実践により、被疑者を違法・不当な取調べから解放した事例を、当本部事務局員山本了宣弁護士より報告してもらう。

》事例報告

録音録画をめぐり、勾留場所の準抗告認容及び捜査機関の取調べの完全中止があった事案

取調べの可視化実現大阪本部 事務局員 山本 了宣

黙秘をする被疑者に対して取調べで暴言が繰り返された事案で、勾留場所の準抗告を申立てたところ、取調べの録音録画がなされていないことを理由の一つとして、準抗告が認容・移送された。また、移送後も取調べが改まらないことを理由に、検察官に対して、録音録画の捜査指揮を求めたところ、今後は取調べを行わないという返答を受け、一切の取調べが中止された。

1. 事実経過

2014年

- 10/29 勾留 1
- 11/1 弁護人初接見
- 11/3 可視化及び苦情申入れ 1
- 11/13 可視化及び苦情申入れ 2
移送申立て（職権発動せず）
- 12/5 勾留 2（同種余罪）
- 12/8 可視化及び苦情申入れ 3 準抗告申立て
- 12/10 準抗告認容→移送
- 12/15 裁判所に移送の効果を報告 再び取調べ悪化
- 12/17 檢察官宛内容証明郵便
公安委員会宛苦情申出（警察法79条）
- 12/18 檢察官「今後取調べをしない」
- 12/19 勾留理由開示

2. 第1勾留と移送申立て

被疑者は詐欺罪で逮捕勾留され、取調べに対して完全黙秘（＝沈黙）をしていた。警察官は被疑者に対して、「おかま」「ブタ」「早く死ね」といった類いの暴言や、間接暴行を繰り返していた。

弁護人は11月3日に可視化及び苦情申し入れをしたが、取調べは改まらなかった。更に11月13日に、再度の可視化及び苦情申し入れをすると共に、裁判官に対して大阪拘置所への移送申立てをした。移送申立てには、取調べの状況を詳細に記載すると共に「捜査機関が自ら本件の取調べを改善することは到底期待できない」と指摘した。しかし職権発動はなされず、結局被疑者は留置場で勾留され続けることになった。なお、移送申立て職権不発動の連絡の際、書記官から「検察官が、警察官に対して録音録画を指導すると述べている」という伝言を受けた。しかし、その後被疑者と接見しても、録音録画は無いということだった。

3. 第2勾留と勾留場所の準抗告

① 準抗告申立て

その後、同種余罪での再逮捕・第2勾留（12/5）があった。取調べ官は、再逮捕直後から暴言・暴行を続けた。しかも、被疑者に、「よく弁護士に言つとけ。移送の申請しても抗議しても何も変わらないぞ」とまで述べていた。

ここで、準抗告を申立てることにした。

(要旨)

第1 勾留での捜査機関の取調べは悪質極まっていた。彼らに自浄作用は備わっておらず、その取調べを改めるには移送しか方法はない。弁護人はそのことをはっきり指摘した上で、移送申し立てをした。だが、裁判官は不合理にも事態を放置した。

いま第2勾留となっている。違法な取調べは続いている、事態は「捜査機関が自ら本件の取調べを改善することは到底期待できない」と弁護人が述べた通りになっている。しかも、「可視化の指導をする」という検察官の約束は果たされていない。そして、裁判官が移送を怠ったがために、いまや警察官は安心しきって違法な取調べを続け、「よく弁護士に言つとけ。移送の申請しても抗議しても何も変わらないぞ」とまで放言する。取調べ官は、被疑者にむかって弁護人は無力で、裁判官は自分たちの味方なのだと述べているのである。かつ、取調べ官は、裁判官の人権感覚は鈍いと侮っている。

それと共に、刑事施設の原則性と、移送は違法取調べ抑止に効果があることを論じ、移送は不可欠であると述べた。

2 認容決定

以上の準抗告申立てに対して、認容決定があった。

理由(抜粋)

別 事件での勾留時から弁護人が同様の主張(※違法取調べ)を繰り返していたことに加え、被疑者が逮捕時より一貫して黙秘していること、本件事案の性質、現時点での捜査の進捗状況に照らし、被疑者の取調べは拘置所でも可能であり、被疑者や弁護人が問題があると主張する〇〇警察署に身柄を拘束しなければ残余の捜査ができないというものではないこと、弁護人からの申し入れがあるにもかかわらず、取調べ状況に関する警察での録音・録画が全く行われていないことなどの諸事情を総合すれば、現段階においては、被疑者を大阪拘置所に勾留することが相当であると認められる

3 裁判所への報告

これにより被疑者は大阪拘置所へと移送され、その翌日の取調べは一気に改善した。取調べ官は、被疑者に「大声を出すと職員に注意される」と述べていたという。

私はこれを聞いて、裁判所に報告をしようと考えた。裁判所が移送に消極的な理由の一つは、「移送が効く」という実感が無いことだと思ったからだ。実際に自分たちが移送した事案で、取調べが一気に改善したとなれば、裁判所も今後の移送に積極的になれるのではないか。そこで、裁判所に対して、「上申書」というタイトルで、移送後の取調べが改善したことを報告する書面を提出した。

4. 再度の録音録画要請と、取調べ中止へ

ところが、その書面を提出した日には取調べ状況は再度悪化し、被疑者に対する暴言が繰り返されるに至った。

事ここに至っては、取調べを録画させる以外に方法は無いと考えた。一旦検察官に電話で確認をしたところ、「警察官が内規で録画ができないと述べているので、録画は無理だ」という返答だった。そこで、担当検事及び検事正宛に内容証明郵便を送って、録音録画を求めるに至った。

(要旨)

本 件では被疑者に対する違法な取調べが繰り返されてきた。裁判所は準抗告を認容して被疑者を移送しており、録音録画無しでの警察官の取調べを信頼しないという意思表明をした。それでもなお違法な取調べを続ける警察官が、自らそれを改めることは考えられず、違法な取調べを防ぐ方法は録音録画以外に残されていない。

検察官は、弁護人の移送申立てに際して、「録音録画の指導をする」と裁判所に述べた。裁判所はそれを弁護人にわざわざ伝えた。裁判所も録音録画が必要だと考えているのである。更に、準抗告認容決定は「取調べ状況に関する警察での録音録画が全く行われていないこと」をわざわざ指摘している。これは実質的に裁判所が捜査機関に対して録音録画を求めているに等しい。本件で録音録画を行うことは今や不可欠である。

検察官は公益の代表者であり、かつ、警察官に対する具体的指揮権を有している。警察官の内規がそれに優先することはありえない。録音録画の具体的指揮を怠り、警察官に違法な取調べを続けさせたとすれば、それは紛れもなく検察官の責任である。以上に対する措置を2日後までに文書で回答されたい。回答がなければ、検察庁法23条1項による適格審査申立ても検討せざるを得ない。

これに対して翌日に検察官から電話があり、「本件に関して、警察官検察官共に、今後一切取調べをしない」とのことだった。実際、その後勾留満了まで、取調べは一切無かった。

5. 感想

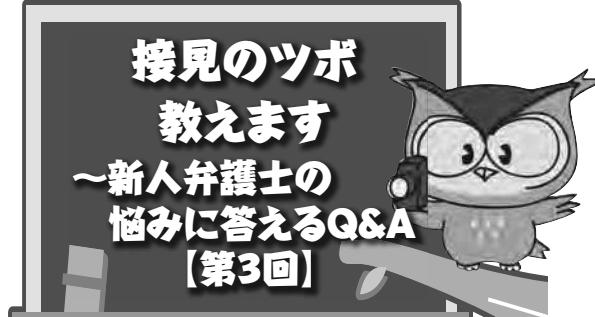
結末は全く予想していないものだった。しかしあれほど苦しめられた取調べがなくなり、被疑者は非常に安堵していた。弁護人も安心できた。

私なりに重要と思う点は、事実を十分に駆使したことである。可視化及び苦情申し入れに始まり、移送申し立てをしたこと、移送申立書に記載した「予言」、檢

察官の可視化指導の発言、それを書記官が伝言したこと、警察官の取調べでの「放言」、これら全部で一つの流れにまとめ、準抗告申立書に表現することに心を砕いた。そして、準抗告決定書の録音録画に関する判示を活用し、「録音録画するしかない。それは検察官の責任だ」というメッセージを打ち出し、内容証明郵便に表現した。

なお、「上申書」については、たまたま裁判官と弁護人の一人が別事件で顔を合わせた際に、あいの連絡をもらったのは初めてで、移送後の状況が分かったのは良かったという趣旨の発言があったそうだ。裁判所に伝えるということも大事ではないだろうか。

Column



取調べの可視化実現大阪本部
事務局次長 水谷恭史

Q 被疑者からほぼ毎日、時には朝と夕方など、1日に何度も接見希望の連絡が来ます。慌てて出向くと「漫画差し入れてくれませんか? 調べも全然なくってヒマで」…。ボスからは「被疑者に使われてるようじゃきちんとした弁護はできないぞ」と助言 (?) 小言 (?) をもらつたのですが、弁護士会の研修では「外部交通支援も重要な弁護活動です」といわれたし…。仕事も溜まってきて、最近は電話が鳴るたび「〇〇警察の留置管理じゃありませんように…」って祈ってます。

A ひんぱんな接見希望は、依存心の強いタイプ、どこまで融通が利くか弁護人を試すタイプ、使い走りのようこき使うタイプなど、

いろいろですが、刑事弁護のプロフェッショナルとして「できること」と「できないこと」をはっきり伝えることが大事です。諾否があいまいだと、誰だって自分に都合よく解釈して過剰に期待し、応えてくれないと不満を感じます。自由が利かない被拘束者はなおさらです。

たとえば、多くの中堅・ベテランは、接見の帰り際、次はいつ来るか、次回接見の目的は何か、それまでに被疑者がやっておくべきことと弁護人が行うことを伝えているようです。訟廷日誌を見せて「明日は終日出張、明後日は日中に尋問があるので、明後日の夜に来ます」と説明する人もいます。

弁護人と次にいつ会えるか不明だと、いつまで独りで頑張ればよいのか分からず、不安が増して「接見希望!!」と叫びたくなるのが人情。本当に緊急の支援が必要な場合もあるので、接見希望を控えるよう求めるのも考え方です。「明日の夜か、遅くとも明後日の夜には来ます」。その一言で被疑者の不安は和らぎます。留置管理係の警察官に「今日は行けないので明日の夜に行きます」と伝言を頼む手もあります。どうしても接見の間隔が開きそうなら、ハガキを数枚差し入れ、相談したいことを書いて送ってもらうようにすると、すぐ面会に行くべきか、取り急ぎ手紙で返事すべきか判断できます。